

評価調書(県総合評価調書)

【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容		評 価	
団体のあり方	<p>農業・農村では、農業者の高齢化等により耕作放棄地が増加しており、この解消と優良農地の確保が課題となっている。こうした課題に対応するため、担い手の確保・育成と担い手への農地の利用集積を促進することはもとより、当面の間受け手のいない農地を、担い手農業者等受け手が現れるまでの間、保全管理していく体制を構築していくことが必要である。</p> <p>こうした中、県全域を範囲として農地保有合理化事業と青年農業者等育成事業を実施している公社の役割は、ますます重要になってくる。</p>		B	
組織運営	<p>効率的な組織運営に努めているが、</p> <p>①平成21年度以降2年間でプロパー職員5名のうち2名が相次いで退職すること。</p> <p>②平成20年度下半期より耕作放棄地対策がスタートし、県耕作放棄地協議会の一員として活動していること。</p> <p>③平成24年度で施設整備事業が終了すること</p> <p>等から、今後の人員体制について検討する必要がある。</p>		B	
事業実績	農地保有合理化事業については、買入、売渡等それぞれ目標面積には届かなかつたものの、新規事業「農業者支援農地売買事業」を実施したことにより、前年実績より買入れ面積等が増加した。	県の人的関与について	耕作放棄地対策等、農地施策に精通した派遣職員1名、干拓事業について兼務職員1名が従事している。それぞれ県施策との関連において、県との連携が不可欠なものである。	B
財務内容	退職者不補充による、人件費の抑制等により経費の削減に努めている。また、社会情勢の変化の中、「農地保有合理化事業」のあり方、収益の柱である「施設整備事業」が平成24年度で終了すること等を考慮し、財政状況を含め今後の運営面についても検討する必要がある。	県の財政的関与について	県施策との関連を精査し、引き続き見直す。	B

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

2. 総合評価

団体の経営評価 報告書における 総合評価につ いて	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
	農地施策の展開に対する 体制整備	農地の中間保有機能強化 及び担い手への農地の面 的集積	限られた予算の中で、効率的、効果的に事業展開する必要がある。
総合コメント			
<p>農業経営基盤強化促進法の一部改正により、今後各市町村で「農地利用集積円滑化団体」による農地所有者代理事業等が実施されることが想定される。これは、農業者から農地に関する権利の委任・代理を受け、農地を担い手等に集積する事業である。今後の農地の中間保有機能、担い手への農地の面的集積は、本農地所有者代理事業と、しまね農業振興公社が実施する農地保有合理化事業で展開していくことになる。このことから、農地保有合理化事業を実施してきた蓄積を生かし、各地域での農地所有者代理事業が展開し「農地の中間保有」と「担い手への農地の面的集積」ができるよう、実務的な指導・助言、また双方の連絡体制の強化が必要である。</p>			